

○国立大学法人浜松医科大学組織規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)

改正 平成 18 年 6 月 26 日規則第 8 号 平成 20 年 4 月 21 日規則第 4 号
平成 21 年 3 月 30 日規則第 2 号 平成 24 年 9 月 24 日規則第 3 号
平成 26 年 3 月 25 日規則第 3 号 平成 26 年 5 月 26 日規則第 15 号
平成 28 年 4 月 25 日規則第 14 号 平成 29 年 1 月 24 日規則第 1 号
平成 31 年 3 月 27 日規則第 7 号 令和 3 年 2 月 22 日規則第 6 号
令和 4 年 3 月 23 日規則第 15 号 令和 6 年 3 月 29 日規則第 3 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条)
- 第 2 章 役員及び職員(第 4 条―第 12 条)
- 第 3 章 運営組織(第 13 条―第 21 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき設立される国立大学法人浜松医科大学(以下「本法人」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務所)

第 2 条 本法人は、主たる事務所を静岡県(浜松市中央区半田山一丁目 20 番 1 号)に置く。

2 本法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(大学の設置)

第 3 条 本法人は、浜松医科大学(以下「本学」という。)を設置する。

2 本学に置く学部、大学院、教育研究組織等は、浜松医科大学学則(平成 16 年規則第 25 号)の定めるところによる。

第 2 章 役員及び職員

(役員)

第 4 条 本法人に、役員として、学長、監事及び理事を置く。

(学長の職務)

第 5 条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。

(学長の任命等)

第 6 条 学長の任命は、学長選考・監察会議の選考による本法人の申出に基づいて文部科学大臣が行う。

2 学長の解任は、学長選考・監察会議の申出により、文部科学大臣が行う。

(監事の職務等)

第7条 監事は、本法人の業務を監査する。

2 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

(監事の任命等)

第8条 監事の任命は、文部科学大臣が行う。

2 監事の解任は、文部科学大臣が行う。

(理事の職務)

第9条 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

(理事の任命等)

第10条 理事の任命は、学長が行う。

2 理事の解任は、学長が行う。

3 理事の選考及び解任に関し必要な事項は、別に定める。

(副学長)

第11条 本法人に、副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長の命を受けた業務を掌理する。

(学長特別補佐)

第11条の2 本法人に、学長特別補佐を置くことができる。

2 学長特別補佐は、学長を補佐し、その命を受けた事項に係る業務を処理する。

(職員)

第12条 本法人に、教員及び一般職員を置く。

2 前項の職員のほか、必要に応じて準職員及びパートタイマー職員を置くことができる。

第3章 運営組織

(役員会)

第13条 本法人の運営に関する重要事項を審議するため、役員会を置く。

2 役員会に関し必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第14条 本法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第15条 本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し必要な事項は、別に定める。

(学長選考・監察会議)

第 16 条 学長候補者の選考及び学長の解任に関する事項を審議するため、学長選考・監察会議を置く。

2 学長選考・監察会議に関し必要な事項は、別に定める。

(企画室及び総合企画会議)

第 17 条 本法人の運営に関し、企画、調査及び立案するため、総合企画会議を置く。

2 総合企画会議に、教育、研究、診療、管理運営等に関する専門的事項等を協議するため次の企画室を置く。

教育、研究推進、病院運営、総務、評価・労務

3 総合企画会議及び各企画室に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第 18 条 本法人の管理運営等に関する事項を審議するため、委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(監査室)

第 19 条 学長の指揮の下に、本法人及び本学の活動状況を公正かつ客観的な立場で監査させるため、監査室を置く。

2 監査室に関して必要な事項は、別に定める。

(IR 室)

第 19 条の 2 学長の指揮の下に、本法人及び本学における教育、研究、社会貢献及び業務運営の目標設定並びに戦略的企画立案等の意思決定を支援するため、IR 室を置く。

2 IR 室に関して必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第 20 条 本法人及び本学の事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に関して必要な事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第 21 条 この規則の改廃は、役員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 26 日規則第 8 号)

この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 21 日規則第 4 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 21 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年 3 月 30 日規則第 2 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 24 日規則第 3 号)

この規則は、平成 24 年 9 月 24 日から施行し、平成 24 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日規則第 3 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 26 日規則第 15 号)

平成 26 年 5 月 26 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 4 月 25 日規則第 14 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 25 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 1 月 24 日規則第 1 号)

この規則は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 27 日規則第 7 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 2 月 22 日規則第 6 号)

この規則は、令和 3 年 2 月 22 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 23 日規則第 15 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 29 日規則第 3 号)

この規則は、令和 6 年 3 月 29 日から施行する。